

**湯本地区公共施設利活用事業
旧箱根観光物産館等跡地の利活用方針について**

1 利活用方針の位置づけ

旧箱根観光物産館及び旧消防署湯本分署・消防団第1分団詰所については、令和元年度に官民連携による利活用を検討する方針を決定し、事業化に向けた具体的な検討を開始しました。その後、令和6年度には、民間事業者の公募に先立ち、「湯本地区公共施設利活用事業実施方針(案)」を作成するとともに、地域住民等を対象とした説明会を開催しましたが、改めて地域住民等の意見を集約するため、湯本地域の町民団体や観光関係団体で組織する旧箱根観光物産館等跡地検討協議会（以下「協議会」）を設置することとしました。協議会では、令和6年12月以降、7回にわたり利活用の方向性や必要な公共的機能について意見交換を重ね、その結果をとりまとめ、本年2月に意見書（※別紙のとおり）として町に提出されました。

本方針は、協議会の意見書の内容を踏まえ、対象地の利活用にあたり、町の基本的な考え方を示すものです。

2 これまでの主な検討経過

年 度	内 容
令和元年度	・湯本地区公共施設の今後の活用策について、旧箱根観光物産館を貸付している間に、官民連携による利活用を検討する方針を決定（9月） ・旧箱根観光物産館の機能廃止（3月）
令和2年度	・地域金融機関への貸付（4月～令和4年12月） ・実施方針等の検討 ➡地域団体へのインタビュー、事業者へのアンケート、サウンディング調査等の実施 ・新消防署湯本分署・第1分団詰所建設工事完成（12月） ・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施時期を見直すことを決定
令和3年度	・新型コロナウイルス感染症の影響により検討中断
令和4年度	・旧箱根観光物産館の暫定利用に係る貸付公募実施要領を公表（3月）
令和5年度	・民間事業者への暫定貸付（6月～令和6年11月） ・実施方針等の再検討 ➡事業者へのアンケート、サウンディング調査等の実施
令和6年度	・実施方針（案）の公表（4月） ・地域説明会の開催（5月、7月） ・第1～4回協議会の開催（12～3月）
令和7年度	・第5～7回協議会の開催（7～1月） ・地域説明会の開催（11月） ・意見書の提出（2月）

3 対象地の概要

項 目		内 容
所在地及び面積		箱根町湯本 698-8 (593.49 m ²)
都市計画 制限等	区域区分	なし
	用途地域等	商業地域・防火地域
	建ぺい率	80%
	容 積 率	400%
	高さ(斜線)規制	道路 勾配 1.5 隣地 31m+勾配 2.5
自然公園法		普通地域 高さ 20m以下 ※高さ 10m又は延べ面積 1,000 m ² 以上は要届出
インフラ施設	電気・通信	電柱架空方式による供給
	ガ ス	都市ガス 引込管 φ 32mm
	上 水 道	公共上水道 配水管 φ 20mm
	下 水 道	未供用区域
	※備 考	電気・通信は無電柱化、下水道は公共下水道の供用が計画されているもの（実施時期未定）

4 利活用の基本方針

協議会の意見書の内容を踏まえ、利活用の基本方針は、次のとおりとします。

- ① 観光客の受入体制の改善
- ② 湯本エリアの魅力向上
- ③ 地域の防災対策の視点

(1) 観光客の受入体制の改善

湯本地区は、箱根の玄関口として、多くの観光客で賑わう一方で、トイレ不足のほか、道路上での飲食等による混雑やごみのポイ捨てが課題となっています。そのため、地区の中心地である対象地には、休憩できる広場や公共トイレを整備することで、観光客の受入体制の改善を図ることとします。

(2) 湯本エリアの魅力向上

湯本地区では、駅前商店街やあじさい橋など観光客が持つイメージが固定化されていることや、観光スポットが少ないことが課題となっています。そのため、対象地に観光客が集まる新たな拠点を創出することで、エリアの魅力向上を図るとともに、情報発信等により回遊性の向上につなげることにします。

(3) 地域の災害対策の視点

対象地周辺は、商業地域のため、建物が密集し、また、狭い道路も多い一方で、広場などのオープンスペースが少ないという防災面の課題を抱えています。そのうえで、地域住民を大きく上回る観光客が滞在している現状を踏まえると、広場空間を確保し、平常時は観光客に関する機能を優先しつつも、非常時には地域の防災機能等に活用することで、地域との共存を図ることとします。

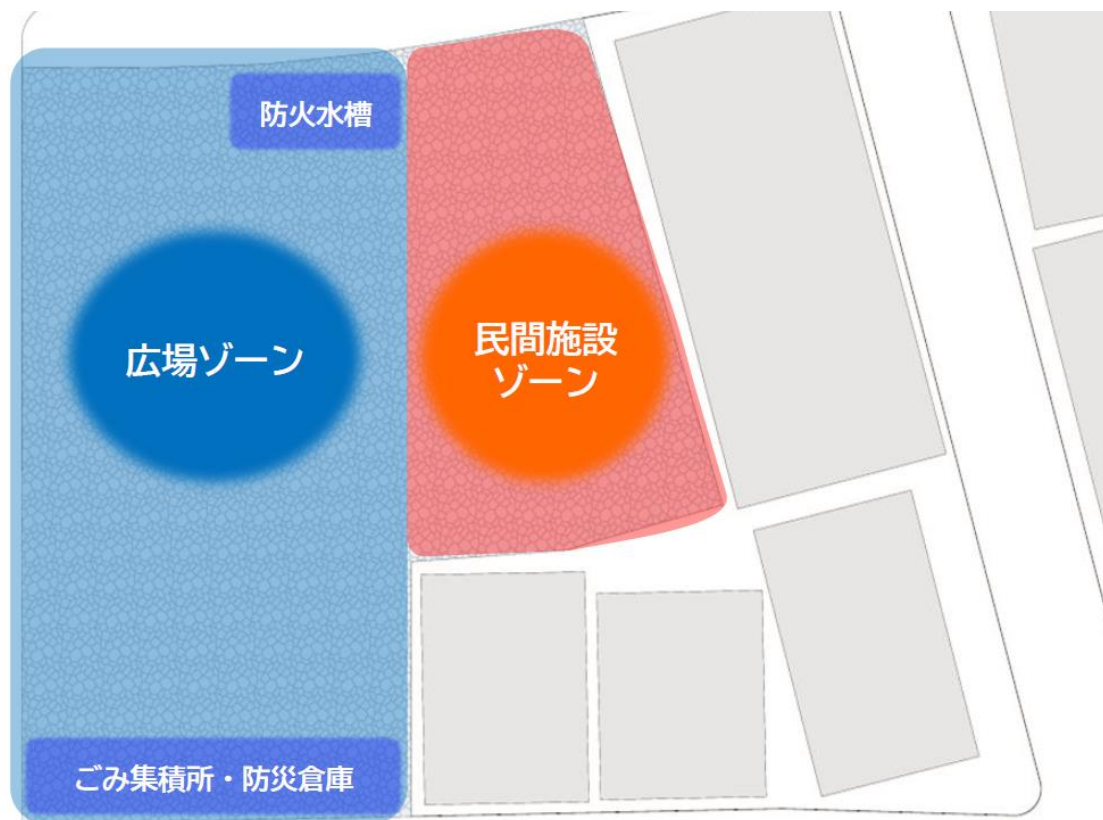
5 具体的な利活用の方向性

(1) 導入する機能

対象地に導入する機能は、広場、民間施設（公共トイレ、観光案内機能を含む）及び地域防災施設とし、具体的な利活用の方向性は、次のとおりとします。

導入する機能	具体的な利活用の方向性
広 場	・観光客の休憩場所や地域住民の憩いの場所、イベント利用など、多目的に利用でき、開放感のある公共空間とする。 ・国道1号と早川通りの歩行者動線を確保するなど、箱根湯本駅周辺の混雑を解消し、まちなかの回遊性の向上を図る。
民間施設	・公共トイレと観光案内機能の設置を条件に、民間事業者が湯本エリアの魅力向上に資する施設を整備する。 ・民間施設の整備・運営にあたっては、地域の防災利用をはじめ、地域活動への協力、地域事業者との調和に配慮するなど、地域住民等との良好な関係構築に努める。
地域防災施設	・広場には、防災倉庫、防火水槽、土のうステーションを配置することで、地域防災機能の充実を図る。 ・地域住民等の避難場所としての広場利用も考慮する。

[協議会が作成した対象地のゾーニング（イメージ）]



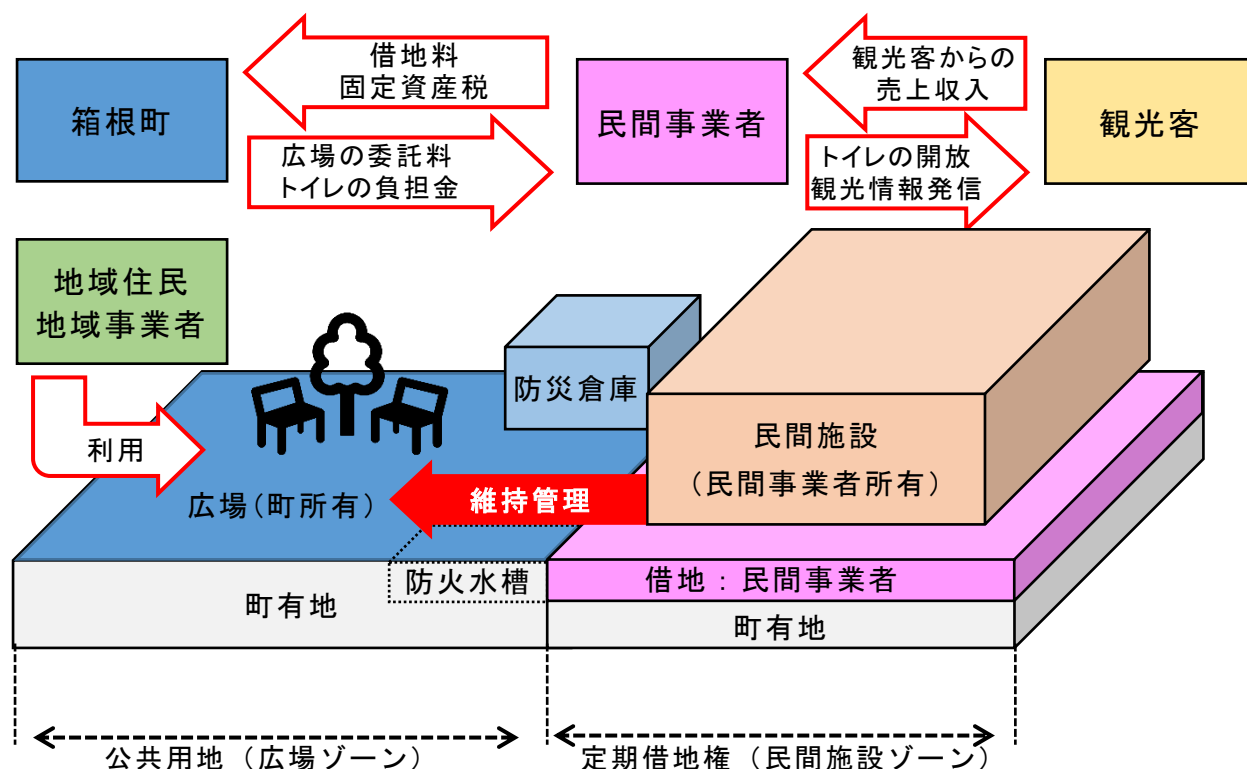
(2) 官民連携手法の考え方

町は、広場を整備・所有し、民間事業者は、公共トイレや観光案内機能の設置を条件に、主に観光客向けの民間施設を整備・運営するものとします。また、多くの観光客を受け入れる公共的機能を維持していくため、町から民間事業者へ広場や公共トイレの維持管理を委託することとします。

このことで、民間事業者の創意工夫により、観光客の受入体制の改善や湯本エリアの魅力向上が期待されるとともに、必要な公共的機能（サービス）を維持・確保しながら、施設整備や維持管理費用（コスト）の縮減を図ります。

なお、官民連携手法による事業スキームは、次のとおりとします。

[事業スキーム（イメージ）]



6 今後の事業スケジュール（案）

令和8年度以降のスケジュールは、次のとおり予定しています。

年 度 項 目	令和 8 年度		令和 9 年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期
事業化の検討	条件整理 公募準備	事業者の 公募・選定	事業化に 向けた調整	貸付開始
旧物産館等跡地 （広場ゾーン）	維持管理・暫定利用		防火水槽 移設工事	
旧分署跡地 （民間施設ゾーン）	立入禁止			

7 その他

建物解体後の対象地では、湯本観光協会や子供会によるイベント利用等が実施されていることから、引き続き、町が管理し、普通財産貸付申請による暫定利用を認めていくものとします。

ただし、協議会での意見や要望を踏まえ、将来的な広場の利活用の検証を目的として、日常管理を条件に地域団体が暫定的に広場運営を行う可能性についても、協議、検討を進めていくこととします。

[暫定利用に対する考え方（案）]

条件等	内 容
利用対象者	・町、町民団体(自治会等)、観光関係団体(観光協会、飲食店組合等)、その他これらに準ずる団体
利用内容	・利活用方針に基づく利用 (例)箱根大名行列等の観光イベント、湯本夢夏祭り等の地域イベント、自治会や子供会等の地域団体活動 等
禁止事項	・近隣住民等に迷惑となる行為や、公序良俗に反する行為・活動 ・騒音、振動、臭気等周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあるもの。 ・駐車場利用のほか、継続して車両を留め置く行為

(別紙)

旧箱根観光物産館等跡地利活用 に関する意見書

令和8年1月

旧箱根観光物産館等跡地検討協議会

1. はじめに.....	8
2. 事業の背景と協議会の設置.....	9
(1) 事業の背景.....	9
(2) 旧箱根観光物産館等跡地検討協議会の設置.....	9
3. 湯本地域の現状と課題について.....	9
(1) 湯本地域の人口.....	9
(2) 対象地の概要.....	10
(3) 現状と課題.....	11
4. 利活用の方針について.....	11
(1) 利活用の方針.....	12
(2) 利活用のポイント.....	12
5. 利活用の方向性について.....	14
(1) 利活用の方向性.....	14
(2) 利活用の方向性に対する付帯意見について.....	16
参考1 旧箱根観光物産館等跡地検討協議会規約.....	18
参考2 委員名簿.....	19
参考3 協議会の検討経過.....	20

1. はじめに

箱根観光物産館は、昭和 27 年に旧湯本町役場の庁舎として建築され、その後は観光地箱根の地場産業振興のための施設として地域住民や観光客に親しまれてきました。また、隣接する消防署湯本分署及び消防団第 1 分団詰所は、昭和 38 年に建築され、地域の消防活動の拠点としての役割を果たすなど、どちらも半世紀以上にわたり地域コミュニティの中心として重要な役割を担ってきました。しかし、施設の老朽化が著しいため、町が策定した箱根町公共施設マネジメント基本方針や、箱根町公共施設再編整備計画【第 1 期】に基づき、令和元年度に官民連携による利活用事業を検討する方針が示され、それぞれ廃止・移転されました。

その後、令和 6 年度に開催された説明会では、これまでの町の実績や将来的な利活用の方向性、今後の予定等に関する説明を受けましたが、町が取りまとめた実施方針（案）と、コロナ禍後の地域住民や地域事業者等との考え方に、隔たりが生じていることが判明しました。このため、実施方針（案）により、引き続き事業化を進めていくのではなく、改めて地域住民等の意見を聴きながら、時間をかけて取り組んでもらいたいという要望を町に伝えました。

そこで、町は、湯本地域の町民団体や観光関係団体で組織する旧箱根観光物産館等跡地検討協議会（以下「協議会」）を設置し、令和 6 年 12 月から全 7 回にわたりこれまで意見交換を重ねてきた結果、今後の利活用の方向性や基本的な考え方を意見書として取りまとめました。

町においては、箱根の玄関口、湯本地域の中心に位置する貴重な町有地の利活用にあたり、行政が担うべき役割を確実に果たし、観光客と地域住民が共存できる場所となるように、本意見書を尊重し、事業化の検討を進めるようお願いいたします。

旧箱根観光物産館等跡地検討協議会

2. 事業の背景と協議会の設置

(1) 事業の背景

旧箱根観光物産館及び旧消防署湯本分署・消防団第1分団詰所は、共に建設後50年以上が経過し老朽化が著しいため、令和元年度に官民連携による利活用事業を検討する方針が決定されました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、検討が中断された期間もありましたが、令和5年度より検討が再開されました。そして、町では、これまでの地域住民や民間事業者への調査結果を踏まえながら、貸付条件の整理やサウンディング調査を実施するなど、事業化に向けて事業方針(案)の検討が進められてきました。

(2) 旧箱根観光物産館等跡地検討協議会の設置

事業方針(案)の作成後、民間事業者の公募に先立ち、これまでの町の取り組みや将来的な利活用の方向性等を共有するため、地域住民等を対象とした説明会が開催されましたが、事業方針(案)に対して様々な意見や要望が挙がりました。そのため、地域住民や地域事業者が意見交換を行いながら、利活用の方向性や必要な公共的機能に関する検討を行っていくことを目的に、町は、協議会を設置し、地域住民等の意見を集約したうえで、その結果を報告することとしました。

①協議会の所掌事務

- ・旧箱根観光物産館等跡地の利活用の方向性に関すること
- ・旧箱根観光物産館等跡地に必要な公共的機能に関すること
- ・その他利活用の検討に必要な事項に関すること

②委員の構成

- ・湯本地域に所在する各種団体からの被推薦者(13名)

③検討の前提となる町の考え方

- ・施設整備や維持管理に係る費用を縮減すること
- ・国道1号の交通渋滞を助長させる利活用はしないこと

3. 湯本地域の現状と課題について

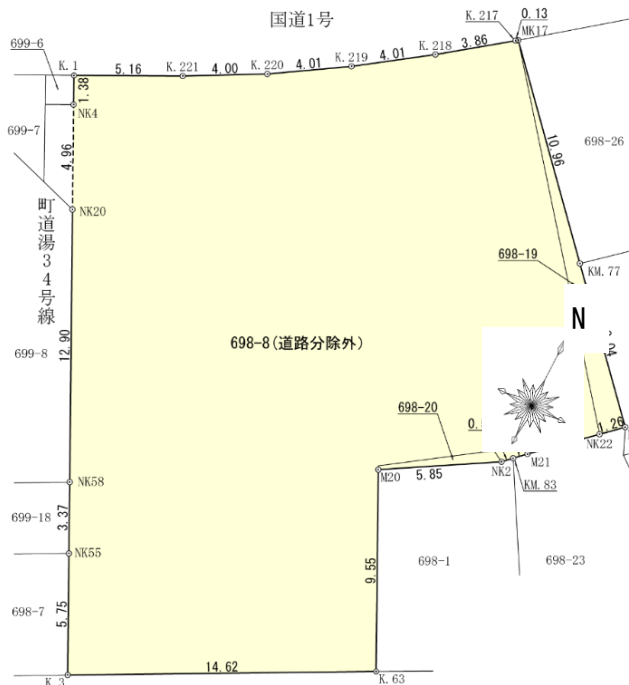
(1) 湯本地域の人口

- ・湯本地域： 2,699 人（うち旭町・湯場・塔之澤地区 364 人）
- ・自治会加入世帯数：旭町 130 世帯(377 人), 湯場 75 世帯(100 人), 塔之澤 28 世帯(198 人)

年 齢	湯本地域				年 齢	湯本地域			
	男	女	計	旭町 湯場 塔之澤		男	女	計	旭町 湯場 塔之澤
0～4	22	17	39	1	50～54	109	86	195	35
5～9	21	24	45	3	55～59	81	79	160	17
10～14	32	26	58	13	60～64	88	78	166	23
15～19	47	41	88	12	65～69	93	94	187	30
20～24	102	115	217	15	70～74	83	98	181	27
25～29	110	127	237	14	75～79	98	118	216	51
30～34	83	84	167	10	80～84	72	105	177	30
35～39	68	64	132	15	85～89	36	70	106	13
40～44	66	63	129	16	90～94	13	33	46	8
45～49	72	61	133	26	95～	5	15	20	5

※令和 6 年 12 月 31 日現在

(2) 対象地の概要



所在地	箱根町湯本 698-8
面積	593.49 m ²
用途地域等	商業地域・防火地域
建蔽率	80%
容積率	400%
高さ(斜線)規制	道路 勾配 1.5 隣地 31m+勾配 2.5
自然公園法	普通地域 高さ 20m以下

(3) 現状と課題

事業化の背景や町の考え方を踏まえ、湯本地域における現状と課題に関する意見交換を行い、8つのテーマに整理しました。

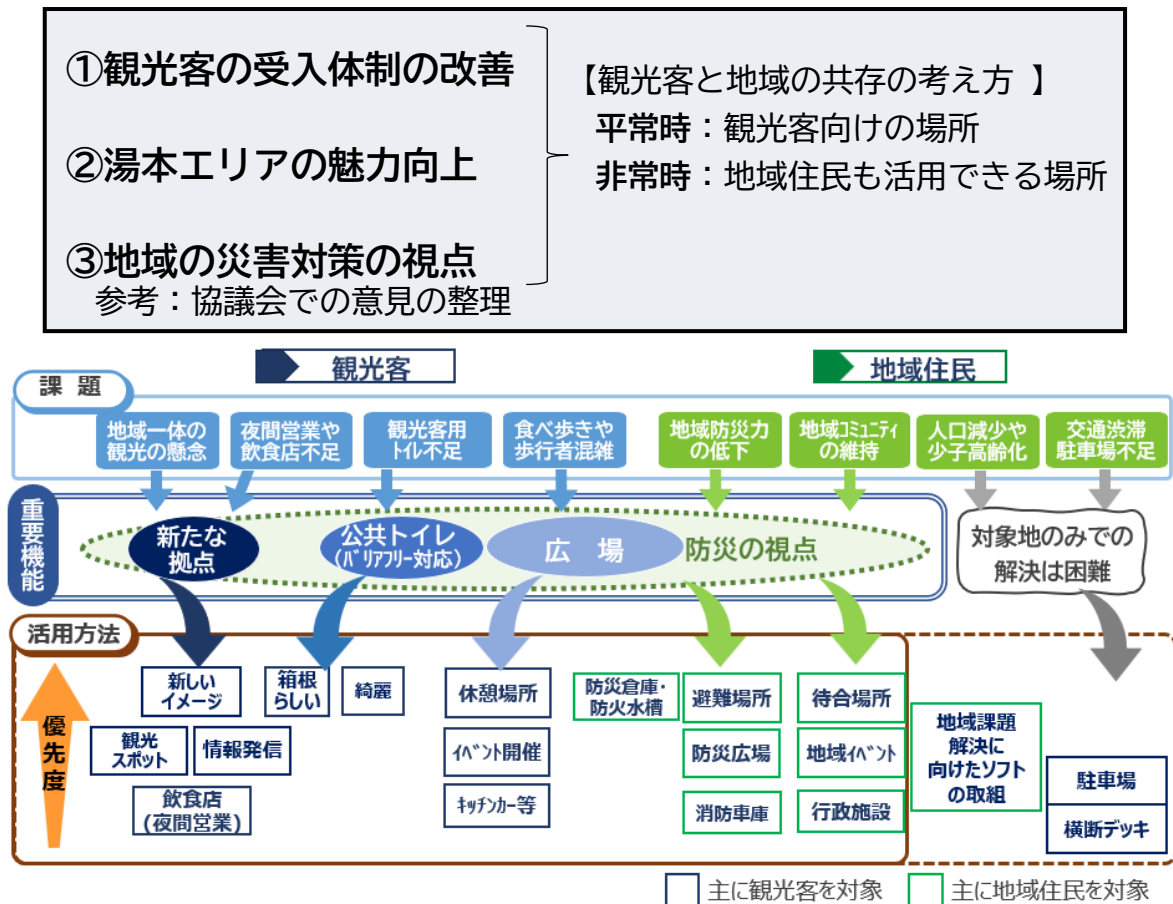
8つのテーマと課題		現 状
観光の課題	①観光業のあり方 ➡地域一体の観光の懸念	・箱根の玄関口で、昔ながらの街並みや事業者が残っているが、新規参入事業者も増えつつある。 ・18 時頃には商店街の大半の店が閉まるなど、夜間の観光コンテンツが乏しい。 ・伝統文化の担い手（芸者等）が減少している。
	②観光客の飲食店需要 ➡夜間営業や需要増対策	・素泊まり客の増加による、夜間の飲食の需要が高まっている。 ・働き手不足により、夜間営業の対応が難しい。 ・昨今の観光客の増加に伴い、更に需要が高まっている。
	③観光客のトイレ事情 ➡観光客用トイレ不足	・駅構内と駅前にしか公衆トイレがない。 ・商店街には、バリアフリー対応のトイレがない。 ・善意でトイレを貸してくれる店舗はある。
	④観光客のマナー ➡食べ歩きや歩行者混雑	・地域で清掃活動を実施しているが、観光客数に対する清掃頻度や人手が間に合っていない。
住民の課題	⑤地域の災害対策 ➡地域防災力の低下	・対象地は、地域の避難場所になっており、地域の防災倉庫や防火水槽が設置されている。 ・湯本分署と第1分団詰所は、移転済みである。
	⑥地域コミュニティ ➡地域コミュニティの維持	・地域の集会場所は、飲食店や旅館を借りている。 ・対象地は、集団登校の集合場所になっている。 ・周辺には、子どもの遊び場や公共施設がない。
	⑦地域の人口 ➡人口減少や少子高齢化	・町内同様、湯本地域の人口も減少傾向である。 ・旭町、湯場、塔之澤地区では、10 歳未満が最小（4 人）、70 歳台が最多（78 人）となっている。
	⑧交通の問題 ➡交通渋滞・駐車場不足	・商店街の有料駐車場は、常に満車状態である。 ・横断歩道のほかバス停利用客の乗降により交通が阻害されている。

4. 利活用の方針について

(1) 利活用の方針

湯本地域における現状と課題への対策例を確認したうえで、対象地で優先的に解決すべき課題に対して備えるべき機能・利活用イメージの議論を積み上げた結果、次のとおり利活用の方針を定めました。

○利活用の方針



利活用の方針を定めるにあたり、優先的に解決すべき課題と対策例について、相互の関係性等を整理・分析し、具体的な方向性を実現するためのポイントを取りまとめました。

①観光客の受入体制の改善

- ・バリアフリー対応を含めた観光客のトイレ需要については、駅前に公衆トイレがあることを踏まえつつ、対象地でも対応する必要がある。
- ・歩行者による混雑、食べ歩き等の問題は、エリアの中心地にある対象地に広場（休憩場所）を設置することで、一定の課題解決を図ることができる。

②湯本エリアの魅力向上

- ・固定化したイメージ（あじさい橋、商店街）を解消し、また、観光スポット不足を補うため、観光客が集まる新しいイメージとなる拠点が必要である。
- ・情報発信することで、対象地を起点とした分散や回遊も期待できる。

③地域の災害対策の視点

- ・地域住民より観光客に対する機能を優先しつつも、非常時には地域の防災機能等に活用するなど、地域との共存を図る。

5. 利活用の方向性について

(1) 利活用の方向性

利活用の方針に基づき、対象地の空間イメージや配置する機能の具体化に向けて意見交換を行いました。また、民間事業者へのアンケート調査や個別ヒアリングにより、官民連携による事業化の可能性を把握したうえで、利活用の連携手法や役割についても検討し、次のとおり利活用の方向性を取りまとめました。

①導入する機能について

「広場」については、観光客の休憩場所や地域住民の憩いの場として、町が整備・所有することが望ましいと考えます。

また、「公共トイレ」については、観光客のトイレ不足を解決するために函嶺洞門公衆トイレ程度の規模とし、バリアフリーに対応するために、1階にトイレを設置することが望ましいと考えます。

湯本エリアの魅力向上に資するため設置する「民間施設」については、「公共トイレ」と「観光案内機能」の設置を条件に、民間事業者が観光客向けの施設として広場以外の土地を活用し、整備することを容認します。

「地域防災」については、広場を住民等の一時避難場所として活用するほか、防災倉庫、防火水槽、土のうステーションを配置するなど、防災機能の強化を求めます。

②持続可能な維持管理体制や利活用の連携手法について

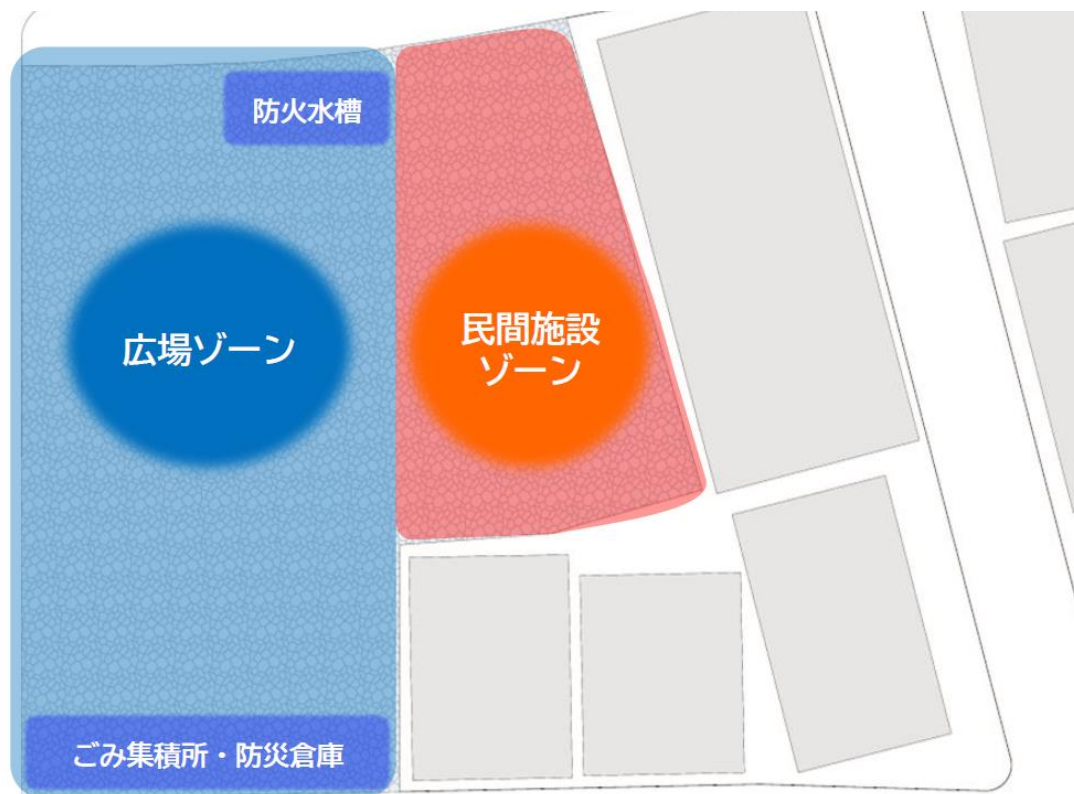
町は、民間事業者からの賃借料を得る一方で、広場や公共トイレの維持管理を民間事業者に委託することで、維持管理費用の縮減を図りつつ、民間事業者の創意工夫や資金等を活用し、持続可能な維持管理体制を構築していくことが望ましいと考えます。

また、広場を中心に観光客や地域住民を対象とした利活用を進めていくため、町と民間事業者が相互に連携し、地域住民の意向を踏まえながら、対象地の活用方法や周辺のまちづくりに関与していくことを望みます。

○具体的な利活用の方向性

導入する機能	具体的な利活用の方向性や基本的な考え方
広 場	・広場の面積の最大化を図り、多目的に活用する。 ・観光客の休憩場所やイベント等に利用する。 ・非常時には地域の避難場所等の地域防災に転用する。
トイレ	・バリアフリーに対応する（1階に設置することが望ましい）。 ・函嶺洞門公衆トイレ（約 45 m²）と同等規模を想定する。
民間施設	・トイレ・広場の維持管理費を賄う施設規模を想定する。 ・広场景観に配慮したうえで、複層化も可能とする。 ・観光案内機能を設置するほか、防災利用等に配慮する。
その他 （既存施設）	・ごみ集積所・防災倉庫は、現状と同様の配置や規模とし、防火水槽は、広場に移設する。

○対象地のゾーニング（イメージ）



(2) 利活用の方向性に対する付帯意見について

協議会では、利活用の方向性に対して委員から様々な意見や提案が出されましたので、今後町が事業化を検討するにあたり、次のとおり参考意見として付記します。

①公共的機能について

広場	・観光客の回遊性を高めるため、早川通りへの動線を確保する。 ・維持管理や使い勝手を考慮すると、インターロッキング、タイル張り等の舗装が望ましい。 ・植栽ベンチ等の緑化スペースや屋根があると良い。 ・騒音やごみのポイ捨てが懸念されるため、常駐者のいる施設は必要である。 ・夜間の治安悪化が懸念されるため、防犯対策は必要である。 ・観光客だけではなく地域住民（自治会、子ども向け）のイベント利用も検討する。 ・観光客の憩いの場や、地域住民の集合場所など、様々な用途で活用できる広場があること自体に価値がある。
トイレ	・商店街からの連続性や広場面積を考慮し、旧湯本分署跡地の早川通り側に配置することが望ましい。 ・広場側からのアプローチを確保する。 ・昨今の観光需要を考慮し、ある程度の規模は必要である。 ・民間施設を設置する場合は、一体整備が望ましいが、民間事業者の意向も考慮する必要がある。 ・高頻度で清掃し、綺麗な状態を保つ必要がある。 ・箱根らしいトイレにより地域の魅力向上につながると良い。 ・トイレは町が整備すべきと考える。
防災倉庫	・ごみ集積所と一体的に配置すると違和感がない。 ・配置によってはトイレとの併設も可能である。 ・広場に設置する場合は、広場景観への配慮が必要である。
防火水槽	・地域防災の観点から国道に面した位置が望ましい。 ・対象地の整備と併せて更新する。

②民間施設について

民間施設	・商店街からの連続性を考慮し、店舗は国道1号側に配置する。 ・張出屋根による雨天でも利用可能なスペースや屋上利用なども検討してほしい。 ・商業機能など、観光客のための賑わい創出は必要である。 ・床面積を確保できる場合には、レンタルスペース等住民利用ができる場所があると良い。 ・地域との競合を考慮すると、簡素な建物で定期的に入れ替わるなど、様々な店舗や業種が出店する仕組みが望ましい。 ・地域外でも構わないが、商店街との調和や地域への協力等に前向きな事業者が望ましい。 ・収益機能の導入による地域の環境変化や連携軽視を懸念する。 ・箱根全体を考慮した情報発信機能があると良い。
------	---

③その他

持続可能な 維持管理	・有料トイレの導入も考えられるが、観光客を広く受け入れることを重視するのであれば、有料化は馴染まない。 ・キッチンカーは収益を生むものの、コンプライアンスの懸念や、駅前景観の問題もあり、魅力向上にはつながらない。 ・直接的収益がなくても、観光客の満足度が上がり、次の訪問につながられれば、長期的には利益を得られる。
その他 利活用に関すること	・集会所・集会スペースは必要であるが、建物でなくても、雨が凌げる空間があれば良い。 ・子どもが遊べる場や習い事の間、地域の集会など地域住民が自由に使える場所があると良い。 ・駐車場の整備は、車の出入りに伴い、国道1号や早川通りの混雑が助長される懸念があるため、相応しくない。 ・対象地には、公共機能を優先すべきあり、地域の防災拠点として、消防車両置場や出張所機能等を備えていると良い。 ・消防車両や消防機器を配置することで、地域住民だけでなく、観光客にも安全・安心な印象を与える。 ・周辺には喫煙場所がなく、ごみのポイ捨てが目立ち、玄関口の印象が悪いため、喫煙所やごみ箱を設置してほしい。 ・ごみの問題は、対象地だけで解決方法を考えるのではなく、商店街でルールを設ける等、地域全体で考える必要がある。

参考１ 旧箱根観光物産館等跡地検討協議会規約

旧箱根観光物産館等跡地検討協議会規約

（設置）

第１条 旧箱根観光物産館及び旧消防署湯本分署・消防団第１分団詰所跡地（以下「旧箱根観光物産館等跡地」という。）について、箱根町公共施設マネジメント基本方針及び箱根町公共施設再編・整備計画【第２期】に基づき、利活用の方向性や必要な公共的機能等に対する意見交換を行い、地域住民等の意見を集約するため、旧箱根観光物産館等跡地検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （１） 旧箱根観光物産館等跡地の利活用の方向性に関すること。
- （２） 旧箱根観光物産館等跡地に必要な公共的機能に関すること。
- （３） その他協議会が必要と認める事項に関すること。

（組織等）

第３条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

２ 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- （１） 湯本地域に所在する各種団体から推薦を受けた者
 - （２） その他協議会が必要と認める者
- ３ 委員の任期は、協議会の目的を達成するまでとする。

（ファシリテーター）

第４条 会議の円滑な運営を図るため、協議会にファシリテーターを置く。

２ ファシリテーターは、委員が活発に意見交換を行えるように、会議を整理し、司会進行を行う。

（会長）

第５条 協議会に会長を置く。

- ２ 会長は、委員の互選により選出する。
- ３ 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- ４ 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条 協議会は、会長が招集する。

２ 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（ワーキンググループ）

第７条 協議会は、その所掌事務の細部について調査、検討するため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

（事務局）

第８条 協議会の事務局は、箱根町企画観光部企画課に置く。

（委任）

第９条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和６年１１月７日から施行する。

参考2 委員名簿

分 野	氏 名	所 属
町民団体	安藤 豊	文化会
	杉山 隆寛	文化会
	對木 雄一	湯本地域旭町自治会
	橋上 朗	湯本地域旭町自治会
	橋上 賢太 (~R7.9)	湯本夢夏祭り実行委員会
	木村 裕介 (R7.10~)	
	村上 桂	湯滝塔ノ沢旭町子供会
観光関係団体	梅村 美成	箱根湯本温泉旅館組合
	菊川 鉄也	箱根湯本観光土産品組合
	佐藤 守	箱根DMO（一般財団法人 箱根町観光協会）
	舘 美喜子	箱根湯本芸能組合
	田中 久士	箱根湯本飲食店組合
	西島 庸吉 (~R7.3)	箱根湯本観光協会
	澤村 吉之 (R7.4~)	
	山本 聡	小田原箱根商工会議所 箱根支部

(分野別五十音順・敬称略)

参考3 協議会の検討経過

回数	開催日時	会議の内容	
第1回	令和6年12月4日 19:00～20:45	説明	・事業の背景と考え方
		意見交換	・利活用のコンセプトや機能 ・協議会の進め方とゴール
第2回	令和7年1月23日 19:00～20:50	説明	・基本情報の補足 ・これまでの意見の整理 ・協議会の進め方
		意見交換	・地域課題と現状の深掘り ・課題解決に向けた対策
第3回	令和7年2月20日 19:00～20:40	説明	・基本情報の補足（観光動態） ・地域の課題と対策
		意見交換	・対象地で優先的に解決すべき課題
第4回	令和7年3月24日 19:00～20:50	説明	・対象地の空間構成
		意見交換	・空間イメージの検討 ・湯本エリアの魅力向上に向けた機能の検討
第5回	令和7年7月8日 19:00～20:45	説明	・個別意見交換の結果と町の方針
		意見交換	・空間イメージの具体化
第6回	令和7年9月2日 19:00～21:05	説明	・事業手法の検証結果
		意見交換	・具体的な利活用の方向性の確認
意見交換	令和7年10月23日 19:00～20:30	意見交換	・利活用の方向性（案）の考え方
地域説明会	令和7年11月19日 19:00～19:50	説明	・これまでの取組みについて ・協議会による利活用の方向性（案）について ・今後の進め方について
第7回	令和8年1月9日 19:00～21:00	説明	・地域説明会の結果
		意見交換	・協議会意見書（案）の確認 ・今後の進め方や暫定利用